

令和7年4月18日

保護者 様

幸手市教育委員会教育長 山西 実

幸手市立幸手中学校長 酒井 一好

「幸手市中学校部活動指導員」の配置について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、幸手市では部活動の地域展開の（「地域クラブ活動」）一環として、令和5年度より「幸手市中学校部活動指導員派遣事業」を開始しました。

本年度、本校では、以下の部活動指導員を配置し、指導の充実を図っていきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 部活指導員の配置

	指導員	部活動
1	高鷺 幸助	陸上競技部
2	前田 慶次郎	陸上競技部
3	白田 英雄	女子ソフトテニス部

「部活動指導員」の概要



2 部活動指導員の概要

部活動指導員の制度化 (H29.4.1施行)

学校教育法施行規則
第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※ 義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

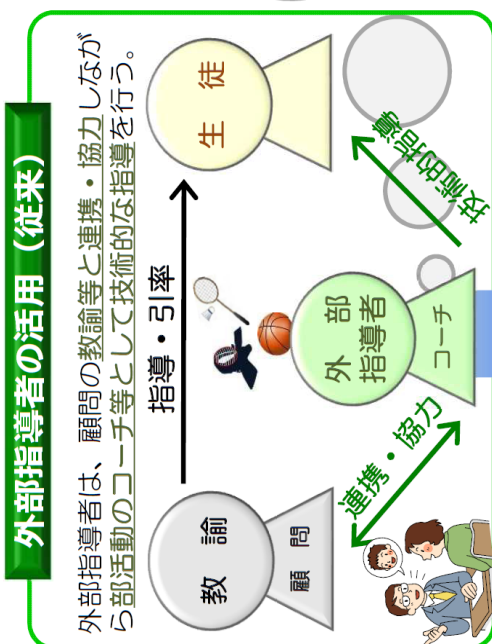
任用に当たっての体制整備

規則等の策定

学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

研修の実施

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。



部活動指導員の任用

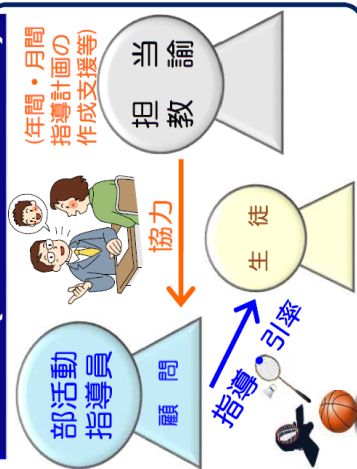
<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 等

※ 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1（部活動指導員が顧問）



ケース2（部活動指導員及び教諭が顧問）

